

○総務省令第 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行に伴い、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の四十九第二項第三号の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第二十二條の五の二 地方自治法第二百六十條の四十九第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 目的 二 名称 三 主としてその活動を行う区域 四 主たる事務所の所在地 五 構成員の資格に関する事項 六 代表者に関する事項 七 会議に関する事項 八 会計に関する事項	〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。